

この安定会議は、石炭鉱業安定基本計画並びにその実施計画の決定、採掘権または鉱区の整理統合、需給計画の決定、生産量の決定、買取価格、販売価格の決定、雇用の安定その他、この法律に関する重要事項を調査審議するため、鉱業権者及び租鉱権者、労働者、石炭の消費者、炭鉱所在の地方公團体を代表する者、学識経験者をもって構成することといたし、これに關する規定を設けました。

第十一章難則、第十一章罰則といった法律施行期日は公布の日から九〇日以内に政令で定めることといたしました。以上、この法案の概要について説明申し上げた次第であります。日本社会党といたしましては、わが国エネルギー源における石炭鉱業の安定性にかんずるため、本法案を提出いたした次第であります。議員各位におかれでは何とぞ御審議の上、本法案に賛意を表されんことを切にお願いするものであります。

○委員長(山本米治君) 本案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○委員長(山本米治君) 次に、輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府委員より本案の内容について説明を聽取ることにいたします。

○政府委員(今井善衛君) それでは、私から本案の補足説明を申し上げます。お手元にお配りしてございます要

綱によりまして御説明いたしたいと思ひます。

今回提案いたしました改正法案は前国会に提出いたしましたものより二点削除いたしまして御提出を申し上げております。

その第一点と申しますのは、輸出の場合に、輸出品の製造業者が協定を結んでいる場合に、アウトサイダーが非協力であるという場合におきましても、輸出業者から輸出差益の一部をとりまして、輸入品のほうの差損金に一部補てんするという措置をとりますため

に、輸出業者と輸入業者が協定を結びまして、ただいま申しましたような業務を行なうという点の規定でござります。これにつきましては、もちろん公正取引委員会と十分協議して慎重にやります。

それから第二点は、輸入組合の設立要件の緩和でございまして、これが第一の改正要點は、輸入組合の設立要件の緩和でございまして、相手国が窓口

が一本になつていて、その二点は落として、御提案したのでござい

ます。この要綱によりまして御説明いたしましたと、大体内容といたしましては、両議院の商工委員会において与野党共

同で削除するということになりました

ので、今回政府提案からは、その二

点は落として、御提案したのでござい

ます。この要綱によりまして御説明いたしましたと、大体内容といたしましては、両議院の商工委員会において与野党共

同で削除するということになりました

ので、今回政府提案からは、その二

点は落として、御提案したのでござい

ます。この要綱によりまして御説明いたしましたと、大体内容といたしましては、両議院の商工委員会において与野党共

同で削除するということになりました

ので、今回政府提案からは、その二

点は落として、御提案したのでござい

ます。そこでかかる場合におきまして、相手国が独占輸出をしている場合とかあるいはこの両国間に決済協定があるとすれば、輸出業者から輸出差益の一部をとりまして、輸入品のほうの差損金に一部補てんするという措置をとりますため、輸出業者と輸入業者が協定を結びまして、ただいま申しましたような業務を行なうという点の規定でござります。これが第一の改正要點は、輸入組合の設立要件の緩和でございまして、相手国が窓口が一本になつていて、その二点は落として、御提案したのでござい

日分に相当する金額を支払うこととしたことであります。これにより労働者の保護に遺漏なきを期することいたしております。

第五は、この法律に基づく鉱業の廃止の勧告を受けて鉱業を廃止した者が放棄した探査権または租借権の区域には、再び権利を設定することを禁止するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法の坑口開設許可制度を改正し、保安を確保するために必要な経営的基礎及び技術的能力を有しない者は、鉱業を行なうことができないよう措置したことであります。

これにより、保安確保のできない石炭鉱山が今後新たに発生するのを防止することとしたことであります。

なお、この法律は、石炭鉱山の保安確保の緊急対策としての性格にかんがみ、有効期間を二年とする臨時措置法を切望する次第であります。

以上簡単でございましたが、この法律案の提案理由及びその要旨について御説明申し上げました。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

わが国の石炭鉱業が、石炭の販売価格を昭和三十八年度までに昭和三十三年度に比較して千二百円程度引き下げることを目標として、現在高能率炭鉱の造成及び非能率炭鉱の休廃止を中心力しつつあることは、御高承のとおりであります。

最近、鉱工業活動の好調、渴水等の

ため石炭の需給がやや好転しておりますが、これにより石炭鉱業の合理化の必要性はいささかも減少するものではなく、むしろ石油輸入の自由化を考えれば、その長期的な値下りの傾向からみて、今後一そうの合理化努力を傾注することにより石炭鉱業の安定はある必要があります。

石炭鉱業の急速な合理化を進めていく過程におきましては、生産の集約化などに伴い、相対的な過剰雇用が発生することは避けられないところでありますが、このような過剰雇用をなくして合理化効果を發揮してゆく段階においてやむを得ず発生する離職者に対し、退職金その他の支払いを円滑に行なえるようにすることは、ぜひとも必要であると考えます。また非能率炭鉱を閉鎖する場合には、このほかにすでに発生した鉱害を処理する必要があるわけであります。今後石炭企業がその事業を整備するためには、資金は、莫大な額に上るのであります。

しかしながら、このような事業の整備に必要な資金につきましては、銀行の融資が必要しも円滑に行なわれていないのが現状であります。今後の金融情勢に照らし、一そうの困難が予想され、石炭鉱業の合理化がこの面で制約されるおそれがあると考えられます。このためこのような資金の融資について何らかの措置を講じて、これを円滑化することが特に必要になるのであります。

今回の改正案は、このような考え方立つて、石炭鉱業合理化事業団に、石炭鉱業の整備に必要な資金の借り入れたものであります。

れについて債務保証を行なわせることとしたものであります。

次に本法案の要旨について御説明申します。

第一は石炭鉱業合理化事業団に、従来の非能率炭鉱の買収業務及び近代化資金の貸付業務に加えて、新たに債務を促進するために行なうものでありまして、離職する労働者に対し支払うべき退職金その他の賃金のため必要な資金、あるいは事業を廃止するときの鉱害の賠償に要する資金を石炭業者が銀行から借り入れる場合に、その弁済の保証を行なうこととしたものであります。なお、石炭鉱業合理化事業団が保証する債務の総額は、保証基金に一定の倍率を乗じて得た額を限度いたしております。

第二は、政府が石炭鉱業合理化事業団に保証業務のため追加出資する場合

には、従来からその業務の一つとなつております。近代理化資金の貸し付けの

ための出資と区分して保証基金に充てることとしたことであります。

第三は、債務の保証の条件等に関する規定であります。石炭鉱業合理化事業団は、これにより保証基金を設けることを明らかにし、石炭鉱業合理化事業団は、これにより保証基金を設けることとしたことであります。

第四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年度末までに廃止することとしたことであります。この債務の保証により石炭鉱業の整備の円滑化をかることは、

石炭鉱業の合理化の目標年次である昭和三十八年度まで継続して行なう必要

があるからであります。

第五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。この債務の保証により石炭鉱業の整備の円滑化をかることは、

石炭鉱業の合理化の目標年次である昭和三十八年度まで継続して行なう必要

があるからであります。

第六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

第七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

第八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

第九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

第十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

二十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

三十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

四十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

五十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

六十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十八は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

七十九は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十一は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十二は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十三は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十四は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十五は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十六は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

度末までに廃止することとしたことであります。

八十七は、石炭鉱業合理化事業団の債務の保証の業務は、昭和三十八年

鉱離職者対策等の施策に加えて、積極的に石炭需要の確保をはかるための施策を推進することによって石炭鉱業を安定させ、これ以上、産炭地域を疲弊させないようにすることも、産炭地域の振興にとりゆるがせにできないことであると考えるのであります。

この法律案は、このような考え方のもとに産炭地域を振興するための基本的方向と具体的な計画を定め、国の施策を統一的かつ集中的に進めてゆくことを企図しているものでありますし、これがこの法律案の内容の第一の点であります。このため、通商産業大臣は、産炭地域振興基本計画と同実施計画を定めることといたしておりますが、この基本計画には国民経済的観点または実施計画相互の関連等の観点から実施計画策定の基本となる事項について、また実施計画には各地域の特殊性をも十分考慮に入れた具体的な事項について計画を定めることといたしております。なお、これらの計画の策定にあたっては、産炭地域振興審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関と十分協議をする建前をとつております。また実施計画は、その緊急性にかんがみ、法律の施行後二年以内に定めることといたしました。

第三点は、国定であります。具体的な事業案については、今後み計画により決済が、この法律案の急性にかんがみ税の減免に伴う措置として当面につきましておなじくこの法律案の急性にかんがみる臨時措置法です。

以上簡単でござる御説明申し上げますと、何とぞ慎重にこのことを切望する委員長(山本)の疑は、都合にござります。

○委員長(山本)
輸出入取引法の議題とし、姫野のある方は、順つづきましては、点で、あまり問題がないが、この改正法三十四回国会に出でて、今回のよが、大体輸出をとがあれば、機された項目をまとまりするよううかがふでまず間に合ひ考えたためで、でみてまだ十分考

産炭地域振興法の助成措置及びその推進のための調査と、これに規定いたしまして、産炭地域の調査におきましては、産炭地域の規制措置、その他必要と考えたこととするなどいたしました。

○國務大臣(佐藤榮作君) 貿易の拡大、ことに輸出振興、こういうことを考えて参ります場合に、もちろんそのときの国内経済情勢なり、産業構造の実態に合った法律を作っていくということが望ましいことだと思います。そういう意味におきまして今日提案いたしましたものは、現状において考え方の各対策でございます。政府が、また通産省が特別な意図を持ちましてこれをさらはどうこうすると申しますよりも、実情に即した処置をとる、こういう考え方で臨んで参るつもりでござりますので、ただいまお尋ねになりましたような点につきましては、早急にかような処置を考えなければならぬい、かようには思つておらない次第でござります。

○中田吉雄君 この貿易の逆調が非常に問題になつて、そのため輸出を振興しなくてはならぬと、その一環として次の国会に輸出振興法案ですか、輸出振興基本法案ですか、そういうものを提出されるというのが新聞に出でているのです。その中にこの輸出入取引法の中の削除したもの的基本法の中に加えられるやに、そういう新聞の記事が出ているのですが、日本経済の十月二十五日までのところですが、日本経済の十月二十五日ですから最近ですが、そういう関係はいかがでしよう。

○國務大臣(佐藤榮作君) 皆さんのお尋ねでございますから率直に申します。ただいま私自身はもちろんそういう考え方を持っておりませんし、また事務局にもそういうことはないと耳打ちをしてくれておりますので、これは何らかの間違いだらうと思います。

○中田吉雄君 今井局長にお伺いしま

すが、ちょっととただいま低開発国の輸出の場合に、自由化されてアメリカ等からは安い原綿が入る。低開発地から高いやつを買わねばならぬ、そういうものにいずれ適用される場合があると思うのですが、一体この改正で主としてさきに御説明になりましたが、どのような国が、こういう措置を作つて輸入業者と輸出業者が差益金をペーリーしてやれば、一体どことどこの国が主として対象になるのか、こういう問題であります。

して、先般、私のほうからも関係の趣旨を長が現地に参りましていろいろ打ち合わせをしたのでございます。もちろん先方におきましては、このただいま出しております法律のよろな趣旨をさらに積極的に実施していきたいとお思ひでござります。話が最終約はきまらないで、ただいま、さらに涉を今後続けるという段階でございまして、もちろんこの法律のよろな趣旨だけ問題がすべて解決できるとはいませんけれども、経済協力たとえば経済協力によりまして相手国产品もっと安く輸出できる態勢を整えるうにわがほうでもつて協力するといふようなことによりまして、コマーシル・ベースによつて将来貿易が順調にむ、その過渡期といたしまして、どうでもこういう措置が必要であると、よう考へておる次第でございます。

は外貨の保有高が十億ドルになるであります。そういうことを日銀は言っておるわけであります。そして、政府の見通しでも、いろいろな情報から伝え聞くところによると、年度末に十三億ドルぐらいになるのぢやないか、そこでまあ政府もたいへん心配されて、アメリカの市中銀行に二億ドルですか、輸銀に一億ドル、情勢によつてはIMFに三億ドルぐらゐですか――といったことが本日の各紙に出でるわけであります。朝日も日本經濟も一面に出て、こういう問題を、ただ貿易、輸出を振興してやるということは、私はむしろなぜこういうふうになつたかといふ、池田内閣の根本政策である高成長政策と、いうものを是正せずに、通産省だけで何とか輸出を振興してやるといつてみても、その根本を改めずには私はなかなか困難ぢやないか。どうしても実力者の佐藤さんが入つたけれども、案外いかんじやないかというような記事が大きくある新聞にも出でているのです。しかし、これは、私はなぜそういうふうにアンバランスになつたかといふ根本にメスを入れず、なぜ輸入が盛んになって、輸出がどうにも、通産省、企画庁、内閣の全力をあげてもできないかという根本に向かつての対策を講じられんと、私はできんじやないかということを思うのですが、この点はいかがでしようか。

ながらも黒字でいうものが計画されていました。ところが、その計画どおりにいかない。これはたびたび予算委員会その他等で指摘されたごとく、これはもう明らかに私どもが予想したより以上の高度成長をした。設備投資の予想以上の大拡大というものが、今日のような事態を招来した、かように実は思いますが。

で、もともと申しまして、本来、日本の産業といたしましては、原材料等を外国から輸入しなければならない産業構造でございますので、この最小限度と申しますか、少なくとも外国から買う、その輸入する支払いは、当方で加工しそして生産した、これを輸出して、その輸出の代金をもって支払うという、これが根本のものでなければならぬと思います。また、池田内閣自身の経済高度成長におきましても、国内の消費を拡大すると、かようにも申しておりますが、この輸出が非常に膨大である必要はない。しかし、そこには少くとも、ふえなくともいいが、この原材料をまかなうだけのものをほしいということも絶えず指摘いたしておりますのでござりますから、これはもう別に矛盾ではないと思いますし、また、今後のあり方といたしましても、この点に重点を置いての指導が必要だろうと思います。だから、いずれの国におきましても、国際収支でバランスがとれるような諸政策をするわけであります。ただいま中田さんが御指摘になりました、イランや、イラク等におきましては、もともと、対日貿易は輸入超過になつていて、だから、日本品はひとつ輸入を差し控えてくれ——輸出を差し控えてくれ、こういうような話が出る

ように、バランスのとれた輸出貿易といいますか、輸出入バランスをとりたい、これはもうどこの国でも考える。まあ日本の場合でございますと、総体的な問題として総合的に考えて輸出入のバランスがとれるということと、そして、経済を拡大してお互いの生活を向上させていく、これが大体の目標だと思います。ただ、御承知のように、私たちの計画が民間の非常な拡大意欲の結果、今のような状況を現出したというのでござりますから、自然と今の緊急措置として、緊急調整措置として、この際は設備投資も押さえようし、また輸入もそういう意味で手続を複雑にし、あるいは負担を加重することとで抑制していく、それから同時にまた輸出がしやすいような、そういうような諸制度を整備していく、こういうことで、まあ今日の国際収支のバランスをとり得るような諸政策を遂行しておるのであります。しかし、これは短期日の間に、一、二ヶ月の間に急転ができるものではないと思います。

いますが、おそらく一部の人の見込みが発表されたということだらうと思います。私どもがある程度期待をかけておりますのは、来年の一一三月という輸入期においてどういうような輸入の状況になるか。これがもうすでに九月にとつた処置でありますだけに、その辺では効果が出てこない——これはたいへんなことである、こういうよう期待をしておるのがただいまの現状でございます。基本的にはどこまでも日本の経済といたしましては、内需、これを押えるという意味ではございませんが、輸入原材料その他の輸入、これをまかなう力を輸出、それによつてまかなつていくのだ、基本的な考え方には堅持していくことが必要なのではないか、かように考えるのであります。

年縦り上げられたたといふことが、何どしてもこれは国際競争力にたえるようにならなければならぬ。単に私は市場占拠率を広めるというよりも、やつぱりこの池田さんの成長カードというのも大いにあおつておると思ひます。何と言つても設備投資が四兆円にもなるようになつた。これはやつぱりひとつは池田さんのおおりと、なおこの期に至つても、それを認めようとせずに、言を左右にしておられる。これはここで言つても仕方がない。それよりか私はやつぱり自由化を半年縦り上げて九〇%來年九月一ぱいにやつちやうということは、これは国際競争力にたえるようにならなければならない。それには設備投資をして十分にたえなければいかぬという計画その他もありますが、ですから福田さんははつきり――これは私の県の地方紙に出ておりました。これは共同の記事だそうです。池田内閣の高度成長政策は手直しせい。自由化はスロー・ダウンせい。そして外貨不安を取り除くためにIMFからの五億ドルの借款を直ちにやるべきだ、こういうことを二週間前に言つておつて――これはなかなか社会党の政策に似通つておりますが、そうしてはつきり言つて、これは皆さん、佐藤さんでも、河野さんでも、藤山さんでも、なかなか率直にやられないといふ点が、私はかえつて池田内閣にとつて結果としては忠実でないようになるのじやないかと思います。私はやつぱり福田株が異常に高まつたというのは、なかなかよく見て根本を突いておると思う。とにかくスロー・ダウンせいい、手直しせいい、これなしにはいけない、こういうことを言つておられるのです

が、私はやっぱし自由化の恩恵を十分消化できないような、内部的な要因よりも外圧によってやられたというようなことで、業界が一そら投資意欲を旺盛にして、この点は私はまず何としても自由化の設備投資の規制は計画経済のもとでは別だが、今の状況で自由化は、これはもう一律相反の自由化経済を半年繰り上げて十月一日まで九〇%やると言ひながら、その自由化に耐えるよう設備投資をやるなどということはできぬじやないかと思うのです。私はその辺があると思うのですが、これはいかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君)　自由化の計画は一昨年でござりますか、ただいまの総理が通産大臣、お答えする私が大蔵大臣、その当時に自由化計画を進めることを考え、そしてその自由化の手始めに綿糸布縫維から始めてかかって、こういう状況でございます。今問題になりますいわゆる繰り上げたというその時期はことしの七月でござります。今日までの経過をずっとたどつてみますと、この自由化計画自身を促進いたすというか実施して参りました過程におきましては、それぞれ国際競争力の強いものから順次これを外して参りまして、そして最近ではむしろ日本が自由化することによって国際的な平等を主張し得る立場に立ち得る、逆に輸出を進め得る、こういう立場に拡大される、こういふものがはたしてどれだけあるか、これは非常に議論のあります。今言われるよう、自由化の結果輸入が非常にふえる、設備が非常に立つての自由化が進んできていると思います。今言われるよ

拡大の場合に当初言われましたもののは、自由化に備えるために必要な企業の改善、その近代化には政府がどこまでも協力する、かようなことを申しましたから、もちろんこの設備投資の中に、は、自由化に備えるものも多分にあるのであります。しかし同時にいわゆる市場のシエヤーを確保する、あるいはこの機会に拡大する、こういう意味での抑制を私どもが手がけているゆえんでございます。だからこの直接の問題としての設備投資が急ぶくれる、急速に大きくなるということと、自由化は必ずしも完全に一致した原因結果とは私は見ません。もちろんその間につながりのあることは御指摘のとおりだと思います。だから今日自由化は促進する。しかし同時に自由化のための必要な設備投資は抑制しない。政府自身はそういう中身についての指導を実はしております。しかしながら、それはその設備投資の抑制の結果はどうなつたのか。通産省の所管の関係業務で大体言われましたものは、当初あるいは二兆円と言われ、あるいは一兆八千億と言われた。それを七月でしたか、一割縮減という計画をした。ところが実際にみますと、なかなかその一割縮減する計画どおりに進んでおらない。もしも計画が進むならば、通産省関係で一兆六千五百億だろう、こういうふうに言われたのがどうも一兆七千億近いのじゃないか。こういうような見込み数字でありましたために、またさらに各業界に呼びかけて、いわゆる生産に關係のない面からまず設備投資の抑制をお

詰りする。これは各業種別に相談をしておきましたとして、そして大体資金部会で申した金額は今日通産省関係では一兆六千億円ではないか。かような実は自分でしておられます。したがいまして今化が設備投資を拡大せしめた最大の原因であり、自由化を抑制しない限り設備投資ができるない、その抑制ができるないというこの議論には私どもは賛成ができないであります。で問題はどうしてこれだけ鉱工業生産が伸びてきて、そうして国内に生産ストックもふえかい、いわゆる生産在庫もふえないので、しかも輸出が伸びないとは一体どういうことか、こういうことに思いをいたしてみますと、これは問題は内需が非常に旺盛だ、その一語に尽きると思います。したがいまして、設備投資を抑制し、関連しての内需がある程度抑制されながら、必ず輸出への数量の確保は可能になつて参ると思います。私は中田さんも御承知のように、関西の方と必ずそういう意味では御連絡が取れますから、専門の輸出商社の人たちとお話ををしてみると、自分たちは輸出の専門商社だ一番大事なことは輸出しようとおもうとしても玉がない、こういう話をされておる。だから内需が旺盛だとそういう結果になる。また非常に俗っぽい言いで消費に向けることが非常に利益がありますから、国内で販売すること、国内で申すならば、内需が旺盛でありますから、国際競争力の激甚な輸出へ向けるよりも、どうも国内のほうが利潤が大きい、こういう結果も実は現出してお

業界も国際競争力のあるものはもちろんのこと、また、ないものも準備する所とあってこれなら大丈夫です、うなる。また、大体の自由化の時期を標準にしてそれぞれ協力をしておりませんから、それが、時期がもし狂うとかまた今言われるごとくスロー・ダウというようなことがあるならば、そこそ業界自身を混乱させることで、これは経済界のためにもならない。いわる正直者がばかをみたという結果に治家としてはしてはいけない。だからあらゆる面におきまして、私は今までいる政策は筋のあることであり、これはぜひとも各界の御協力を得たいと実はかように考えております。

○中田吉義君 私も池田総理がこのおられれば、ほっておいても九%ぐらいいくので、それを成長ムードをあられて、そのことが根本的な原因だということは、私も佐藤大臣と同じよくな……。いや、とにかく自由化が高長をあおったのである、こういう考は持つていません。これは池田総理がおられんから……。それは輸出ドランプをかけようにも、四兆億円も高成長をやるのですから、国内物価が異常に上がつて、そうして輸出するよりか輸入したほうがもうかるというので、交易条件が悪化して、どんなに努力されても、これはあとから具体的な数字で質問したいのですが、これはやはり計画を伴わない高成長政策というものが、何とこになつて、大商社はもう輸入さえすればもうかる。こういう状況は私もよく知っているのですけれども

が、しかしとにかく自由化というものが拍車をかけたことは、これはやはり非常に疑いのないことだと思うのです。同時にさきにもちよつと大臣が触られたが輸入は自由化するが、なかなか輸出のほうの自由化がこれに伴わぬという点が、あとで申し上げたいと思うのですが、特にアメリカとの関係で、何といつても、いつか申し上げましたように、私いろいろ計算をしてみたのですが、まあほかのほうは、そう順調だとは言えませんが、ますますといつてもいいかと思う。アメリカにおきましては、私の計算では、三十六年の一月から六月までに、前年対比で輸出は一六・五%減っている。ところが輸入は前年対比で三〇%ふえている。前年対比で輸入は三〇%ふえて輸出は一六%半減っているという、これはもう間違いないのない、私が通産省、大蔵省からいただきました資料で計算して、六月までに輸出が四億五千万ドル、輸入が七億ドルで、昨日も今井局長が、大体二十億ドル入って十億ドル程度出るだろう——私の観測では間違いないだろう。ここに私は非常に大きな問題があると思うのです。他のほうはかなり努力されている。ヨーロッパでも東南アジア——東南アジア等はアメリカ、中国、日本等が非常に競争はしていますが、私はここに自由化の問題ともからみ、アメリカに出すほうは、アメリカのドル防衛というようなこともからみ、そうしてアメリカの金の保有が非常に低くなるというようなことで、日本の設備投資が旺盛で入るのは大いに入れるが、出るほうはペイ・アメリカン、シップ・アメリカンその他でかぞえきれんほどの制限や自主規制でです

ね、この問題が私が特に自由化と関連して申し上げたいのはそこなんです。そこで申し上げたいのは、私本会議で三十日に質問しますから、あまり申しあげませんが、最近私日本貿易経済合同委員会の資料をノートに切り抜いてみると、四、五冊になつてるので、が、最近対等ムードだけを作り上げたからアメリカも非常に満足の意を表しているという、これは決して今から私が申し上げてもまず間違いのない事実です。私もいろいろ新聞社を通じて聞いてみているんですが、まあ対等ムードを作つて大いにアメリカは協力するというようなことで、具体的な一々の問題についてやらない。私はこれでは……。こういうことを書いてあるんです。きのうの朝日新聞ですが、前は省きますが、「その意味で米国務省は最近日本側が米側に経済に関するいろいろ具体的な注文をだすことを断念し、日米協力の実をあげるとの大局部的見地に立つたとの報道にきわめて満足の意をあらわしている。」いろいろ書いてあるのです。大体今から予測してもそれは私は、あまり言うと……将来どうも内閣を組閣する場合、アメリカの善意が期待されるというようなことを懸念されるとは思ひぬが、私は、何といつても二十億対十億というアンバランスが、これは単に日本の産業構造、貿易構造だからきている問題じゃないんです。私は、運輸省で計算してもらいました。シップ・アメリカンで一体どのくらいな、いろいろ品目ごとに、日本の保有船舶、いろいろ計算してもらうと、百二十億円は軽く出る

だらうというぐらいうな規制だけでもちる。そういうことで、私は非常に憂慮して、そして池田さんがいつでも、あ来年の秋には、冬には、年度末には国際收支はつり合いがとれる。最近になつたら、まあそれを越したつていじやないかというようなことになり、そして池田さんが期待しておられたようなアメリカの景気も必ずしも上昇していくないし、失業の高水準、きのうはアメリカの金の保有は最低限になつて、第二のドルの防衛措置が起ころるものね、こういう状態になれば、ます日本に対してもう一つ、これは私紡績業界の実力者の、にも会つてみましたが、綿花に対する自由化、綿製品に対しては不自由化というところに情けない点があるので、よく言って述懐しておられましたが、そういうことで、私は、なかなかこの問題は事態が重大じゃないかと困りますが、私も、決してこの設備投資の旺盛が自由化ばかりだと思つておりません。そういう点で、私はいつも申し上げましたように、国際收支のアンバランスは、他国とどんなにやつてみてもそう伸びない。何としても二十億ドルと十億ドルのアンバランスの調整以外にはないと思うのですが、そういうた意味でも、もう外務省のやる会議の運営方式というものは、あまりこまかいことを言わずに、対等ムードでいこうぜと。きょう閣議があつたのですから、私にはわかりませんが、この点はどうなんですか。

易がほとんどの最終的にはその金額に敵するような赤字、これは私どももくわかります。そういう意味から申ても、また過去において日本商品の費地であるアメリカ、これを高く輸入する場合には私どもも考えなければならぬと、かように思います。そういう意からいろいろ工夫しておるわけでございますが、ただいままでのところ、アメリカからの輸入は非常に多い。これはシップ・アメリカンあるいはバイ・アメリカン、この両方の政策が影響を及ぼすものだ。しかも原材料にあらず、機械についての輸入がアメリカから非常に大きい。これが主として、技術提携もありますが、いわゆる国産の設備投資のこの必要といいますか、需要といふか、それをまかなつてやる、かようには思ひます。一面对外貿易の輸出の面で、いろいろ織維会社等聞き、数量の確保等いたしておりました。これがいかにも思う通りにいかないじやないかというような疑念を持っておられると思いますが、私どもも、少くともあの輸出のワクは実現する所を取つたのでありますから、ぜひともその数量までの実現をしたい。国内におきましても、織維関係の方々が非常に努力をして取つたあの輸出のワク、少なくともあの輸出のワクは実現する所を、ただいま織維業界の方にもお詫びしているような実情なんです。あるいはまた洋食器等におきましても、五

五百五十六ダースというようなワクを取つてある。しかもこれは自主規制といふ形において取つておるこのワクまでもなかなか達成できておらない。これほど実は内需は旺盛だ。これを見のがすわけにいかないと想います。で、他の方面におきまして、それぞの産業においても、国内との需給の関係から國內の需要が少ないものになり、どつと外國にいく、アメリカにいく。そうすると、アメリカで同種の物を作つて、その方に影響がある、こういう言い方でいわゆる自主規制を強く要請されるわけであります。だから必ずしもこのアメリカ側の問題については、アメリカ側が非常な小さなワクを提供したとも言えないものもあるのです。しかしもちろん私どものやることはワクの拡大である、これは当然そう努力しなければならないことで、ことにシップ・アメリカンの政策をとられ、あるいはバイ・アメリカンの政策をとられてから、貿易外の問題として I C A の資金の使い方、これがいわゆる工業国は除外するというような形になり、日本はそういう意味においては工業国だという扱い方をされ、台湾やフィリピンは工業国でないというので I C A の資金をある程度使つているが、日本の場合にはそれが非常に減るとか、あるいはまた、日本に特別にありました特需というこの支出の面というか、注文も、ことしなどはドル防衛の見地からできない、非常に節約を相手方がしておる。こういう意味でこれまた過去の金額等に比べてみるとやはり下回りをしておる。こういうことで、日米間の貿易、まあ経済的な資本導入は別といたしまして、そういうものから見まする

と非常にむずかしい状況になつておるいろいろなことが言われております。もちろん日本側は日本側の今日の実情を十分認識してもらうことだし、おそらくそれに対応してアメリカはアメリカ側としてのアメリカの実情をもつと認識してくれると必ず言つてくるだろうと、かように思います。本来の性格からは、これは具体的な問題を一つずつ取り上げて、これをどうするというのが本来の仕事じやございません。けれども議論というか、会議には個々の具体的なものを出さないで抽象的な話などできるわけじやございませんから、これが将来の解決の基点になれば、これは私は非常な前進だと、かように実は期待をいたしておるのでございます。これは双方とも国際収支の面で日本が困っている。アメリカも同じよう

に困つている。第二のドル防衛を始めるのじやないかといふようなことが指摘される。しかも双方とも弱味は見せたくない。こういう立場でござりますから、会議そのものはそなごやか一点張りでございませんから、そういう意味においては日本側の主張を十分伝えたいと思います。この委員会には加藤さんもいらっしゃいますが、織維関係の拡大から申せば、ペーセンテージは少ないのでござりますけれども、昨年の実績に比べれば相当の伸び率を示しておるわけであります。こういう点

に輸出の実態というものがある。これはひとつ御理解をいただきたいと、かううに思います。

なお、先ほど十六品目のお話が出ましたが、あと四品目ばかり自由化しないものが残っております。これは、私

が説明するまでもなく、御承知だと思はうのですが、大型工作機械、これは日本でまず開発するといたしましても、

今後、非常にかかる問題だと思います。大型の工作機械、これなどは、場合によりますれば自由化をしても作らないものなら、これは問題はないかとも思います。それからもう一つは、発電機、これは出力の大きいものであります。三十二万キロワット以上の大きな発電機

これは、御承知のように、もうすでに国内においては二十八万と二万だとかいうことになりますと、これは将来開発ができるだらうと考えますので、自由化を差し控えたい。もう

上げておるよう

に、いわゆる共産国に

対しても前向きの姿勢で貿易を取り組むという態度を示しておりますので、

いわゆる自由主義陣営と共産主義陣営

と区別するような考え方では毛頭ございません。今日、日中貿易は非常に振

わらない、せめて第四次民間協定の数字

までも参りますれば非常にしあわせだ

と思いますが、まだけたが違う。ま

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

で、三十二年ですか、大臣をやつてお

られて、あのときも国際収支が非常に

逆調で、一千億減税、一千億施策、景

気のいいことを言っておられました

が、政策を転換せざるを得なかつた。

いつもアメリカの景気変動に左右され

がありませんし、吉田さんがあります

が、御健闘を祈つて、そのことはやめ

ますが、私は、池田さんは、これまで

ザーバーその他の方法で、これに協力するというか、加入する方法があるのではないか。まさにいわゆるDAGといわれたものが、今回はOECの内部機構に改組される。そうしてDAGになる。このDAGは、日本は正式のメンバーでありますので、今回の改組にあたってもDAGのメンバーに日本がなる。まあかようになりますと、そのDAGを通じてその情勢なども順次わかってきて、だんだん仲間入りも一歩近づいてくると、こういう実は感じがするのであります。で、これは非常に大事なことでござりますが、今回の日米合同委員会などにおいても必ず発言されるだらうと思うのは、世界の経済のブロック化形成、これはもう絶対に避けなければならない。これはもう特に重要な点でございます。そういう意味についての基本的な話し合いは、もちろん当方としてもしたいと思います。大きく分けていわゆる自由主義陣営のブロックだとか、共産主義陣営のブロックだとか、これはちょっとこれまで打ちこわす方法はないかと思います。思いますが、自由主義陣営の中において欧洲あるいは米州、こういうようなブロックが形成されることは、本来の趣旨から見まして困った問題でござりまするので、そういう点は十分反省を求めるようにして参りたい。がしかし、今回、DAGになる。DAGがDAGになるということで、一步前進と、そのように私どもは考えておるような次第であります。

るでしょうが、私は、まあ先度も、經濟協力開発機構の事務総長から、これ
は対米グレープだから日本の加盟は當
分あきらめなさいと言つてきています
し、なかなかこれにめんどうだと思
うのです。
まあいろいろと申し上げたい思とい
ますが、吉田さんもおりますので、最
後に一点だけ……。

がある所にも、むしろ前進しているほうの面にも、一年々貿易が拡大しているほうにも、十把一からげに品目別な適用をやるということは、まあ経過を見ねばわからぬでしょうが、私ははたしてこれが拡大均衡になるか、縮小均衡に通することはないかということは、やっぱり相当検討をしていただくな必要があるのでないか。すぐ手直しには、今までしようと、今はやりぱり

の最高のものをいきなりきめたのでござりますから、これは業界に与えるショックは非常に大きい、しばらく実施してみまして、そうして適正な処置に——率を、必要ならば変える、こういうゆとりを持つておるわけです。当時もお約束いたしましたように、まず、ものを強めるというようなことはしない、しかし、その中においての手直しは今こゝにしげようになんや、

○吉田法晴君 これからちょっと炭税の代表と会われるというので、私もあまり引つ張ることは本意でないので、五分もないのですが、これは法案に間連をすることです。それで、だいぶ議院段階で修正をされたといいますか、修正案が出てきたわけですが、その改正輸出入取引法においてもなおお手本法を引き続ぎながら、よき青空憲政の精神をもって、この問題を解決するための努力をいたしました。

るでしようが、私は、まあ先度も、經濟協力開発機構の事務総長から、これは対米グループだから日本の加盟は当然分かきらめなさいと言つてきていますし、なかなかこれにめんどうだと思うのです。

まあいろいろと申し上げたい思っていますが、吉田さんもおりますので、最後に一点だけ……。

この国際収支の非常なアンバランスを是正するために担保率の引き上げがなされたのですが、これは結局せんじ詰めれば、対米貿易のアンバランスを、取引する全部に担保率をかけてしまって、アメリカのアンバランスをほのかのほうに負わしている。結果としてはそうなつていています。結果としては、対米貿易のアンバランスを是正するためにずつとかけています。私はいろいろな中小企業の貿易商社に聞いてみました。一体、これでやれるかというのです。たとえば一千万円の貿易をやるとします。そうすると、三割五分という適用率、最高限度です——をやると、五百萬円借りなければいかぬであります。たとえば一千円輸入するのに、五百円金を借りなければならぬ。日本歩四錢だというのです。だから、むしろ貿易収支のアンバランスにならざる所だけに適用したらどうか。これはむしろアメリカのアンバランスを、そうでないつり合いのとれでいる、一年々々少しづつではあるが拡大していく面に対しても適用するという、そういう矛盾をこれは何といつても含んでいるのです。十億ドルのアンバランス

がある所にも、むしろ前進しているほうの面にも、一年々貿易が拡大しているほうにも、十把一からげに品目別な適用をやるということは、まあ経過を見ねばわかるでしょうが、私ははたしてこれが拡大均衡になるか、縮小均衡に通することはないかということは、やっぱり相当検討をしていただく必要があるのでないか。すぐ手直しとはいかぬでしようが、私はやっぱりアメリカとのアンバランスを、漸進的に伸びていっていを拡大している方面にも適用するということに、私が聞いたのでは商社で非常に不満があつたようあります。そういう点はひとつ、いかがでしよう。

の最高のものをいきなりきめたのでござりますから、これは業界に与えるショックは非常に大きい、しばらく実施してみまして、そうして適正な処置に——率を、必要なならば変える、こういうゆとりを持つておるわけです。当時もお約束いたしましたように、まず、ものを強めるというようなことはしない、しかし、その中においての手直しは考えなければならぬのじやないか、こういうようなことを発表いたしておりますが、そういうものでございますから御理解をいただきたいと思います。

○吉田法晴君 これからちよつと炭鉱の代表と会われるというので、私もあり引つ張ることは本意でないので、五分もないのですが、これは法案に間違をすることです。それで、だいぶ議院段階で修正をされたといいますか、修正案が出てきたわけですが、その改正輸出入取引法においてもなおお禁法の骨抜きあるいは精神違反じやないかという心配と不安とは残っております。特に中小業者の輸出業者が、これによつて致命的な影響を受けるのじやないか、こういう心配が残つております。したがつて、それをどういう工合にカバーされるか、救済されるかといふ一点であります。時間がありませんけれど全部申し上げますが、反対をしておる向きの主張は、この改正法案によつても、輸出入の全分野にわたつて、カルテル強化とアウトサイダー規制が行われ、貿易会社の自由な取引活動を著しく制約し、業者の自主性を失わしめるのではないか。特に中・小貿易業者には、重大な不利益をもたらすのではないか。したがつて、商権が侵害され、ひいては業者の存立の意義そのものを失う危険性があると言われるけれども、その御心配は全く無視され改正案ができている、こういう主張もわざわざしてある。それから今回の改正で、貿易連合の認可がされるようになつてゐるのですが、これによつて、あたかも中小貿易業者に、共同をして利益をはかられるかのよう見えて、あるいはそうち言われるけれども、しかし逆に個々の貿易連合自体の系列化が促進され、そしてこの系列外の中・小企業については、致命的な影響があるのでない

か。それから、特にこの改正輸出入取引法について、日中貿易その他、今も話も出ておりましたけれども、社会主義の国との貿易、東西貿易に従事しておるものについて、中小企業者等もあるので、この影響を救済する意味において法の適用除外を願いたい。いわば取り扱いについて、法の運用について考慮をしてもらいたい。

こういう要望があるのであります

すが、一括いたしますというと、独裁法の緩和あるいは骨抜き、それからこの法律による連合等も認められる結果、系列化が進む。したがつて、中小企業等については、自主性もじゅうりんされる危険性があるが、存立そのものを脅かされる危険性があるのでないか。したがつてこれに対し、これはこの前からの続きであります。反対をしてきたが、改正されたものでもなおそういう心配が残つておる。したがつて、この反対あるいは心配に対し、どういう措置をとられるかという点をお答えをいただきたい。

してはいろいろ研究をいたしまして、その結果、前国会において修正された案、それをそのまま出す。そうすれば、重ねての御議論もないだらうといふと、衆議院の御審議はそういう意で通過して参ったのでござります。だいまそういう経過でござりますから、大筋の問題については御了承がただけるかと思ひます。

ただ問題は今吉田委員からも御指摘になりましたように、なお、相当危険があるのではないか、こういうようう意の御意見も出ております。そういう点については、実施の面におきまして、十人私ども注意して御期待に沿うように運用したい、かようにお答えをいたしました。それならば、しばらく実施させてみようかというようなお話で、この案が衆議院を通過した、こういう経緯でござります。したがいまして、当委員会におきましても、先ほど中田委員にお答えいたしましたように、今、前回に削除されたものをまた入れるような意思はないのかといふようなお話をございましたから、そういうようなことは、ただいまの情勢ではて考えてならないし、またこの御懸念があるといふな意見はないのかといふようなお話をございましたから、そういうようなことを明瞭に聞きとりいただきたいと思います。されども、なお、私どもは運用におきまして、万全を期して参りたい、かのように考えております。

○吉田法晴君 それでは、大臣立たれてもいいですが、なお、あと局長に少しお尋ねをし、具体的なその方法等について答弁を願いたいと思います。

○政府委員(今井善衛君) だいま改正案につきまして、中小商社に対してもいいですが、なお、あと局長に少しお尋ねをし、具体的なその方法等について答弁を願いたいと思います。

さような反対がありましたがけれども、うふうなお話をございましたけれども、大臣が今御答弁申し上げましたように、前国会の改正案につきましてはこの意味がございませんが、これに対する反対は私ども前国会で削除されました二点を除まして、今回新たに提出したのでございますが、これに対する反対は私どもは聞いていないのでございます。ただ、日中輸出入組合の一部の組合からも反対のあることは存じておりますけれども、それ以外の反対は聞いていないのでござります。そこで、今まで法律の運用にあたりまして、大商社と中小商社のトラブルがその間起きたことはこれはなきにしもありません。私どもはこの場合におきましては、運用上常に細心の注意を払いまして、特にこの法律には関係中小企業の不利益にならないようという条文もござりますので、私どもその点につきましては、常に、たとえば数量制当が起ることというような場合におきまして、その数量制当が中小商社にとって決して不利じゃないよういろいろ運用しておるのでございます。

きましても独禁法をこの際適用いたしまして、一定の取引分野におきまして、自主的な制限にならないようになります。しかし、私どもさような結果にならぬと、かように考えておる次第でございます。

それから、日中輸出入組合の問題でございますが、これは今回の改正に触れていないわけでございまして、御承知のように日中輸入組合は三十一年の第四次協定までは活動していましたがござりますが、その後におきましては、相手方の信頼が得られないと申しますか、ほとんど休眠状態でございまして、したがいまして日中輸出入組合の中での中で、この法律のためにトラブルがあるということは現在ないと、かよろしく考えております。

○吉田法晴君　輸入手組合から反対がある、あるいは輸出入組合について特に不利になるというようなことはない、というお話ですが、輸出入組合からではなくて、日中貿易に關係をしておる、これは中小業者がおもにその面から反対があつてはいることは事実です。問題は、私も経過は知つております。経過も知つておるし、社会党も一緒になつて修正をしたという内容も、経過も知つておるわけです。それでもおおむね、その輸出入組合法が持つておる本質としての独禁法の緩和云々ということが改正にもかかわらずなお残つておる、危険性がなお残つておるのではないかという疑問、そしてそのことが、貿易連合を認めるということになつたけれども、今後考へるといふと、系列化も考えられる、あるいは大企業とのつながりも出てくるでしよう。そういう

う中で中小企業の貿易商社が、輸出組合法による、本法によるこれからいわばカルテル化、あるいは系列化の中で不利になり、あるいは商社の存立そのものも脅かされることがないかと、そういう心配は、これは単なる杞憂ではないうものをお持ちになつておるか、こういうことをお尋ねしておるわけなんですよ。

○政府委員(今井善衛君) 日中貿易に限定して申しますと、現在御承知のように、この組合とは無関係に、いわゆる先方が指定しました友好商社、この友好商社が相手方と自由に取引しているという関係になつております。その間組合がそれに対して介入するというふうなことは全然ございません。したがいまして、現在の個別積み重ね方式による友好商社の取引、これはまあ自由な立場でもつて行われておる状態でございまして、逆にそのためにかえつてわが方のイニシアチブ、主導権がなくて、非常に高いものを買い付けて、安売り競争になつておるというふうな格好にもなつております。私ども今までの形態は非常に自由な形態でございますけれども、必ずしも好ましい結果にはなつてないといいます。今の形と申しますのは、これはこの法律によりましてどうのこうの言う問題じゃございませんで、相手国との友好商社による取引、これが力関係と申しますが、な状態が生まれてくるんだという非難秩序がないと申しますか、これによりまして非常に不利な取引になつておる。それがこの法律からそういう不利

は私は全然当たらないんじやないか、かよう考へておる次第でございまして、むしろ私どもの望ましい状態といたしましては、将来におきまして、向こうが窓口が一元化でございますので、日中貿易については、こちらも何らかの形において輸出入組合が活動します、そしてそれによってこの窓口と申しますか、話し合いの場が一元化されます、それがかえつて日中貿易というものは促進されるというふうに考へておる次第でございまして、現状において、その法律によつて日中貿易がうまくいくでないんだという事実は全然ないと思います。

○吉田法晴君 頭が悪いな。その日中貿易関係の諸君から反対なり批判があつて、その法律によつて日中貿易がうまくいくでないんだという事実は全然ないと思います。

呼ばしていただきますが、それらのことになりました場合に、それによりまして大商社が中へ入っていないので、したがつて、それ回來されるというふうなことなどございませんし、先ほど申しましたように、この貿易連合は中小商社の集まりでございますので、したがつて、それがあまり巨大にならないとは思いますが、それでも、非常にこれの販売高なりなんなりが大きくなりそうな場合におきましては、これはこの法律によりまして制限があるわけでございます。そういう大きな貿易連合は認めないとか、あるいは非常に巨大になり過ぎれば解散命令を出すというような措置も用意しておるのでございまして、この貿易連合自体は中小商社の集まりでござりますので、したがいまして、さような心配はない、先ほど申しましたようにもしそういう運用になれば、これは公取の監督なり、われわれのほうの監督によって十分取り締まるというになります。

入商があらかじめそういうものがなして要るかどうかと、ということを十分お話しをし、こちらの契約状況をもとにしまして、そうして向こうと取引するということが望ましいわけでございます。ただいまそういう組織なり何なりというものは全然ないために、さよならいわゆる輸入商、友好商社の過当競争というものが起きておるのがかなり状でございまして、今後私どもといしましては、やはりメーカーと輸入商と正當な話し合いの場というものがなえって両国の貿易を拡大するためには望ましいのじやないか、かように考へておる次第でございまして、現在この日中輸出入組合は全然活動しておりますけれども、最近友好商社の動きとしては、むしろ日中輸出入組合をある程度将来母体にして、それでもって話し合いの場を作りながらやっていくほうがいいのじやないかという動きをさらに出しているほどでございまして、私どもとして、やはり日本の輸入にしろ輸出にしろ、過当競争があります以上、何らかの方式によりまして、その秩序が保たれるほうがかえつて貿易の振興上役立つ、かように考へておる次第でござります。

律で規定されていると言はれども、実際に一べんにできておればとにかく漸進の形で出てくる場合、通産省解散の大なたをふるつたよな実例過去において聞かない。したがつて、輸出入取引法によって独裁法の精神緩和されるなりあるいはカルテルが認められるということになれば、順次中小企業の連合というのではなくして、カルテル化が進むという危険があるのではないか。それから今まである貿易連合、あるいは連出人組合のよう、これぞこれに通産省の了解と庇護のもとに連合を作ってきた、あるいは作つてあるところには、そうでない、あるいは日中貿易のごとき、輸出入組合と、必ずしも連合と関係のない中小企業や社なりあるいは貿易連合なりと比較してみた場合に不利になる。したがって、輸出入取引法という独裁法の緩和された法律によって、中小企業がその存立さえ脅かされるような事態がこつくる心配があるではないかといふことは、これは單なる杞憂だといふわけにいかぬじやないか。こういうことを申ししているわけです。具体的によう少し納得のいく方法をお示し願いたい。

それから次に、貿易問題について、あなた、これは前からの政府の方針でもあります、が、輸出入組合を復活して云々といふお話。ところがことしの春は石炭といふもので、その背後に鉄鋼の廣東交易会におけるあれは初めてのことでもありました。大豆、塩あるいは石炭といふもので、その背後に鉄鋼の廣東交易会におけるあれは初めての

期初とつながり、今日の見聞は、その具体的な方法等について、もう少し明確にしてもらいたい。こういうのです。

○政府委員(今井善衛君) 輸出組合なりあるいは貿易連合が、独禁法の例外の一種のカルテルを認めるものであつて、心配はやはり残るじゃないか。そこで、その具体的な方法等について、もう少し明確にしてもらいたい。これらは、実体的に全く異なるのでござりますが、ただ貿易連合と組合といふことは、これは変わりないのでござりますが、輸出入組合にしろあるいは輸入組合にしろ、あるいは輸出組合にしろ、これは全国で一つの組織というふうで、したがいまして、組合という場合におきましては、これは大商社も中小商社も、全部中に入るわけでござります。そこで大商社と中小社の問題が、組合の場合については起るのでございますが、貿易連合といふのは、これはいわば会社みたいなものでございまして、中小の商社が数軒集まりまして、大体におきまして特定のたとえば織維とかあるいは雑貨の一部とかいうものにつきまして、お互に共同して取引をする。たとえば五軒が今まで綿布をやつておつたという場合におきまして、貿易連合の名前で、一軒でその綿布を扱うというふうな組織でございまして、この貿易連合なるものは、中小商社の集まりでございまして、大商社は入らないといふのが原則でございまして、したがいまして、それがその組合のような大きな組織になって、全部の商品を独占するというようなことはあり得ないとわれわれは思うわけでございますが、もしもさような可能性が出てきてはならない、とへることで、

法律におきましては、それが独占的な行為を行なうおそれがある場合には認めなくてはいかぬし、あるいは大きくなつてさような状態になつた場合には、これは解散命令なり何なりをしろというふうにうたつてあるのでございまして、もともとこの中小商社の集まりでございますので、したがいまして、それが非常に巨大になつて、その商品のはほとんど全部あるいは私ども三分之一以上を占めるような場合におきましては、これはこの運用を、解散命令を出すなり何なり、ということでもついていたいと思いますが、市場を独占するようなことはあり得ない、かりにありますても、先ほど申しましたように、運用でもつてやつて参りましたい、かのように考へる次第でござります。

それから日中貿易の問題、これは非常にむずかしい問題でござりますて、

現在この輸出や輸入も、私どもが期待するほど伸びていないのでございますが、ただそれでは取引関係について、ほかの地域と非常に大きな差別待遇を

しているかどうかと申しますと、御承知のよう今まで、この春までは、中

共との貿易は強制バーチャーという仕組みにしておつたのでござりますが、強

制バーチャー・システムというものは四月以降廃止いたしまして、現在はさよう

な規制といふものは全然ないわけでござります。ただお互に計画性を自由

闊と共産圏との取引でござりますの

で、向こうは当然一社でやつておりま

す日本側におきましても、ある程度許可といふことでもつて、万の場合は

チエックする必要があるといふので、許可制をしておりますけれども、今ま

法律においては、それを不許可にしたケースというものはないのでござります。したがいまして、品目的に、ほなつてさような状態になつた場合には、これは解散命令なり何なりをしろというふうにうたつてあるのでございまして、もともとこの中小商社の集まりでございますので、したがいまして、

商品のはほとんど全部あるいは私ども

三分之一以上を占めるような場合におきましては、これはこの運用を、解

散命令を出すなり何なり、ということでもついていたいと思いますが、市場を

独占するようなことはあり得ない、か

りにありますても、先ほど申しました

ように、運用でもつてやつて参りました

い、かのように考へる次第でございま

す。

それから日中貿易の問題、これは非

常にむずかしい問題でござりますて、

現在この輸出や輸入も、私どもが期待

するほど伸びていないのでござります

が、ただそれでは取引関係について、

ほかの地域と非常に大きな差別待遇を

しているかどうかと申しますと、御承

知のよう今まで、この春までは、中

共との貿易は強制バーチャーという仕組みにしておつたのでござりますが、強

制バーチャー・システムというものは四月以降廃止いたしまして、現在はさよう

な規制といふものは全然ないわけでござります。ただお互に計画性を自由

闊と共産圏との取引でござりますの

で、向こうは当然一社でやつておりま

す日本側におきましても、ある程度許

可といふことでもつて、万の場合は

チエックする必要があるといふので、許

可制をしておりますけれども、今ま

たからどうだ。こういう主張を今も持つ

で申請が出まして、それを不許可にしたケースというものはないのでござります。したがいまして、品目的に、ほなつてさのような状態になつた場合には、これは解散命令なり何なりをしろというふうにうたつて、ただ遺憾ながら、この相互のまだ信頼関係が足りないとか、あるいは向こうに適当なものがないというふうな関係がございませんが、さような政府の行為によりまして、チエックをしておるという事実は、全然ないのでございまして、ただ遺憾ながら、この相互のまだ信頼関係が足りないとか、あるいは向こうに適当なものがないというふうな関係がございませんが、さような政府の行為によりまして、チエックをしておるという

事実は、全然ないのでござります。

それから、先ほど来問題になつてお

りますように、輸出入組合が現在それ

にタッチしておるという事実は、全然な

いのでござります。したがいまして、

日中貿易に関する限り、現在のこの法

律との関係は、あれどもなきがどき

關係で運用されておるのでございま

す。

○吉田法晴君 同じような質問と答弁

とを繰り返しておつて、皆さんに御迷惑

感じやないかと思うのですが、日中貿

易問題については、あなたの前任者の

時代に強制バーチャーをやめて、個別的

にチエックをするという問題を取り上

げてやつたことがある。それから、実

態は私はあなたより詳しいと思うのだ

けれども、個別的にやはりチエックを

するということが、許可不許可を得

るということが、日本の政府として

さつきも第二会社の話をしましたが、

大会社のあれが第二会社のよう形で

入つてくると、それが大会社であるの

か中小であるのかという点は、これは

なかなか議論の分かれるところです。

一べんにそれは大会社の身がわりであ

るからといって、その加入を

チェックするとか、あるいは三分の一に

なりそだから解散を命ずるとかいう

ことはなかなかならぬと思う。やつて

いる間に自然に既成事實が作られてき

て、それを解散させるといふことは

ちょっとなかなか問題だと、こういう

ようになりかねませんので、その点に

ついては十分の留意をしてもらいた

うですですからぜひその点についてはこれ

は強く要望をしておきたいと思う。

それから今の実態からいって個々の

チエックあるいは繁雑な手続等は再検

討をしてみてもらいたいという点も要

望をしておきますが、輸出入取引法の

適用除外の希望といふものは出てお

りますが、検討を願つて、法の運用の弊

害とそれから独禁法緩和の危険性が中

小企業との関係、一般に言えば大企業

と中小企業との関係、それから中小企

業の中で言つても、貿易連合とその他の

存立について解散を命ずるかどうか

ということになるでしょう。しかし、

そうかといってそんななかチエック

ができるものではない。したがつて、法

の運営については、大商社それから貿

易連合との関係、一般に言えば大企業

と中小企業との関係、それから中小企

業の中で言つても、貿易連

が親事業者に対し給付の提供をした日の翌日から起算して十五日（以下「法定検収期間」という。）をこえてこれを定めることはできない。この場合において、給付の内容の全部又は一部が契約に違反する場合において、下請事業者が当該契約に従い給付の内容を是正した給付の提供をしたときは、その提供をした日を前段に規定する給付の提供をした日とする。

2 検収期日を定めず、又は前項の規定に違反して検収期日を定めた場合は、法定検収期間満了の日を検収期日と定めたものとみなす。

3 親事業者は、下請事業者が給付の提供をした後、その責に帰すべき理由により検収期日までに検収しかつたときは、これによって下請事業者の受けた損害を賠償しなければならない。

第十三条 親事業者が下請事業者に対して製造委託又は修理委託をする場合には、その下請代金の支払期日は、検収期日の翌日から起算して六十日（以下「法定支払期間」という。）をこえてこれを定めることができない。

2 下請代金の支払期日を定めず、又は前項の規定に違反して下請代金の支払期日を定めた場合は、法定支払期間満了の日を支払期日と定めたものとみなす。

3 下請代金の支払手段は、下請代金の支払期日までに現金化されるものでなければならない。

4 親事業者は、下請事業者が給付の提供をした後、正当な理由がないの

に下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額について百円につき一日四銭の割合により算出して得た金額を遅延利息として支払わなければならぬ。

第三章 下請組合

第一節 通則

（下請組合の目的）

第十四条 下請組合は、親事業者と下請事業者との下請関係において、下請事業者が公正な経済活動の機会を確保することができるようにするため自主的に組織する団体であつて、

下請事業者の共通の利益の増進を図ることを目的とする。

（人格及び住所）

第十五条 下請組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

第二 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第十六条 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。

二 組合員の議決権及び選舉権は、出資口数その他の事情にかかわらず、組合員ごとに平等であること。

三 第二十条第一項第七号から第十号までに掲げる事業を行なう組合員は、組合員ごとに平等であること。

四 親事業者は、下請事業者が給付のこと。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）

第十七条 組合は、その名称中に、下請組合という文字を用いなければならぬ。

2 組合以外の者は、その名称中に、下請組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条までの規定を準用する。

（組合員の資格）

第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、工業、鉱業その他の事業を行なう下請事業者で定款で定めるものとする。

八 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

九 組合員の福利厚生に関する施設

十 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のための教育及び情報の提供に関する施設

十一 前各号の事業に附帯する事業

十二 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項第七号から第十号までに掲げる事業（これら事業に附帯する同項第十一号の事業を含む。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約し得なければならない。

十三 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の団体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

十四 前条第一項第五号の団体協約は、二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

十五 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の団体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

十六 前条第一項第五号の団体協約は、二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

十七 前条第一項第五号の団体協約は、二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

十八 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のための教育及び情報の提供に関する施設

十九 組合員の福利厚生に関する施設

二十 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

二十一 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項第七号から第十号までに掲げる事業（これら事業に附帯する同項第十一号の事業を含む。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約し得なければならない。

二十二 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十三 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十四 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十五 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十六 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十七 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十八 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二十九 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十一 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十二 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十三 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十四 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十五 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

三十六 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

二 組合員が製造する物の販売価格

若しくは加工費の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

業者の親事業者は、製造委託又は修理委託の取引条件について組合の代表者が團体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、その交渉に応じなければならない。

2 前条第一項第五号の團体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項第五号の團体協約であることを明記した書面をもつてすることによつてその効力を生ずる。

3 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

4 組合員が行なう修理に係る価格

（團体協約）

第二十一条 組合の組合員たる下請事業者の親事業者は、製造委託又は修理委託の取引条件について組合の代

表者が團体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、その交渉に応じなければならない。

2 前条第一項第五号の團体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項第五号の團体協約であることを明記した書面をもつてすることによつてその効力を生ずる。

3 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

4 前項の承認の議決は、組合員の三分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

5 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の團体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

7 製造、販売、購買、運送、検査

8 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

9 組合員の福利厚生に関する施設

10 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のための教育及び情報の提供に関する施設

11 前各号の事業に附帯する事業

12 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項第七号から第十号までに掲げる事業（これら事業に附帯する同項第十一号の事業を含む。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約し得なければならない。

13 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の團体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

14 前条第一項第五号の團体協約は、二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

15 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の團体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

16 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

17 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

18 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

19 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

20 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

21 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

22 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

23 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

24 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

25 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

26 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

27 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

28 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

29 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

（團体協約）

第二十二条 組合の組合員たる下請事業者の親事業者は、製造委託又は修理委託の取引条件について組合の代

表者が團体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、その交渉に応じなければならない。

2 前条第一項第五号の團体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項第五号の團体協約であることを明記した書面をもつてすることによつてその効力を生ずる。

3 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

4 前項の承認の議決は、組合員の三分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

5 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の團体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結

7 製造、販売、購買、運送、検査

8 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

9 組合員の福利厚生に関する施設

10 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のための教育及び情報の提供に関する施設

11 前各号の事業に附帯する事業

12 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項第七号から第十号までに掲げる事業（これら事業に附帯する同項第十一号の事業を含む。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約し得なければならない。

13 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の團体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

14 前条第一項第五号の團体協約は、二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしてその効力を生ずる。

15 組合員の締結する契約であつて、その内容が前条第一項第五号の團体協約に定める基準に違反するものに直接に組合員に対してその効力を生ずる。

16 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

17 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

18 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

19 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

20 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

21 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

22 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

23 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

24 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

25 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

26 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

27 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

28 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

29 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

30 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

31 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

32 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

33 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

34 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

35 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

36 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

37 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

38 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

39 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

40 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

41 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

42 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

43 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

44 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

45 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

46 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

47 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

48 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

49 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

50 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

51 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けたものとみなす。

52 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関

(調停又は裁定)

第二十三条 第二十一項第一項の団体交渉ができず、又は団体協約の内容について協議がととのわない場合においては、当時は、中央下請関係調整委員会規則で定めるところにより、調停又は裁定を、下請関係調整委員会に対し求めることができる。

2 下請関係調整委員会は、当事者の双方から裁定の申請がなされた場合に限り、前項の裁定を行なうものとする。

3 第一項の調停及び裁定についての裁定があつたときは、それは、第五条第二項の規定を準用する。

4 第一項の裁定があつたときは、その裁定の内容に従つて団体協約が締結されたものとみなす。

(調整規程の認可)

二十四条 組合は、第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を実施しようとする場合においては、次の事項を定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二十一条第一項第一号から第四号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間。

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項。

二十五条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 不当に差別的でないこと。

(出資)

第三節 組合員

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 第二十六条 第二十四条の認可については、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号。以下「団体組織法」という。)第二十条の規定を準用する。

四 (調整規程の変更命令及び認可の取消し)

五 第二十七条 主務大臣は、調整規程の内容が第二十五条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その組合に対しその調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の廃止の届出)

六 第二十八条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等の議決)

七 第二十九条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならぬ。

(過怠金)

八 第三十条 組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課すことができる。

九 第三十四条 組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

十 第三十五条 組合は、定款で定めることにより、組合員に経費を賦課することができます。

(従業員に対する配慮)

十一 第三十六条 組合は、定款で定めることにより、組合員に経費を賦課することができる。

(手数料)

十二 第三十七条 組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

十三 第三十八条 組合は、定款で定めることにより、組合員に経費を賦課することは、九十日をこえてはならない。

第三十二条 第二十条第一項第七号から第十号までに掲げる事業を行なう組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせなければならない。

十四 第三十七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとおり、組合は、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することを認める。

十五 第三十八条 組合員に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、組合の承諾を得た時に組合員として組合が加入金を徴収することを定められた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

十六 第三十九条 出資組合への加入については、協同組合法第十六条の規定を準用する。

十七 第四十一条 組合を設立するには、その組合員によるうとする四人以上の下請事業者が発起人となることを要する。

十八

(加入の自由)

十九 第三十九条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとおり、組合は、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することを認める。

二十 第四十一条 組合を設立するには、その組合員によるうとする四人以上の下請事業者が発起人となることを要する。

二十一

三 組合員の脱退については協同組合法第十九条第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項の規定を出資組合の組合員の脱退については同法第十八条及び第二十条から第二十二条までの規定を準用する。

二十四 第四十二条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、事業特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することを認める。

二十五 第四十三条 組合を設立するには、その組合員によるうとする四人以上の下請事業者が発起人となることを要する。

二十六

三

二十四

三

員長が招集する。

- 2 中央委員会は、下請事業者代表委員、親事業者代表委員、労働者代表委員及び第三者委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができる。

- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(任期、給致等)

- 第五十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

- 2 委員は、再任することができる。
3 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行なう。
(委員長)

- 第五十八条 中央委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が第三者委員の中から選出する。

- 3 委員長は、中央委員会の会務を総理する。

- 4 委員長がその職務を行なうことができないときは、第二項の規定の例により選出された者が委員長の職務を代行し、委員長が欠けたときは、同項の規定に従つて新たに委員長を選出する。

(事務局)

- 第五十九条 中央委員会にその事務を整理するため事務局を置き、事務局に委員長の同意を得て内閣総理大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。
(政令への委任)

- 第六十条 中央委員会の組織及び運営に関する事項は、この法律に定めるものほか、政令で定める。

(地方委員会)

- 第六十一条 地方委員会は、都道府県が設けるものとする。

- 2 地方委員会については、第五十三条から前条までの規定を準用する。この場合において、第五十三条、第五十五条第一項及び第三項並びに第五十九条中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条中「政令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
(所轄委員会)

第六十二条 この法律に規定する事項を所管する委員会は、親事業者の当該事項についての事案に係る工場又は事業場の所在地を管轄する地方委員会とする。ただし、特定の地区内に工場又は事業場を有する下請事業者を組合員とする組合が当事者である場合において、当該組合の地区が都道府県の区域をこえるものに係る事案については、中央委員会とする。

- 2 前項ただし書の場合において、中央委員会は、必要があると認めるときは、当該事案を地方法委員会に処理させることができる。

(規則制定権)

- 第六十三条 中央委員会は、委員会の行なうあつせん、調停及び裁定の手続について規則を定めることができ
(公正取引委員会との関係)

- 第六十四条 私的独占禁止法の規定

- は、第二十一条若しくは第二十三条の規定による団体協約又は第二十四条の認可を受けた調整規程及びこれらに基づいてする行なには、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。
(私的独占禁止法の適用除外)

第五章 雜則

- 第六十五条 主務大臣は、第二十四条の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。この場合において認可に係る事項が下請代金おもと又は下請事業者が製造する物の原材料の購買価格に関するものであるときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。
主務大臣は、第二十七条の規定に

ない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法を用いるとき。

- 2 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、主務大臣が第二十七条の規定による処分をした場合を除く)。

- 3 次条第三項の規定による請求が調査規程の一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

- 4 私的独占禁止法の規定は、組合が第二十条第一項第七号から第十号までの規定(これらの規定に掲げる事業に附帯する事業についての同項第十一号の規定を含む)に基づいてする行なには、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(報告及び検査)

- 第六十六条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託に關する取引(以下「取引」とい

う)を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に對しその取引に關する報告をさせ、組合に對し業務若しくは会計の状況を報告させ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができ

- る。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に對しその取引に關する報告をさせ、組合に對し業務若しくは会計の状況を報告させ、又はその職員にこれら者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 第六十九条 第二十四条の認可を受け

ないで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に處する。

- 4 第四条第一項の規定による一般的条件を定めないで下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした

者は、三万円以下の罰金に處する。

- 5 第七条 次の各号の一に該当する者

は、三十万円以下の罰金に處する。

- 6 第四条第一項の規定による一般

的条件を定めないで下請事業者に

- 對し製造委託又は修理委託をした

者は、三十万円以下の罰金に處する。

- 7 第二十九条の規定による届出を

する処分をしたときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

- 3 公正取引委員会は、組合が第二十条の認可を受けた調整規程の内容が第二十五条各号に適するものである。

- 2 下請事業者及び親事業者については、それぞれ、その者が當む業を所管する大臣

(主務大臣)

- 第六十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによくなるたと認めるときは、主務大臣に対し、第二十七条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

- 3 公正取引委員会は、前項の規定によって請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告及び検査)

- 第六十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

2 下請事業者及び親事業者については、それぞれ、その者が當む業を所管する大臣

(主務大臣)

- 第六十九条 第二十四条の認可を受け

ないで調整規程を実施した組合の理事は、三十万円以下の罰金に處する。

- 5 第七条 次の各号の一に該当する者

は、三十万円以下の罰金に處する。

- 6 第四条第一項の規定による一般

的条件を定めないで下請事業者に

- 對し製造委託又は修理委託をした

者は、三十万円以下の罰金に處する。

- 7 第二十九条の規定による届出を

するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

- 8 第二十九条の規定による届出を

するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

らの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前三項の規定による立入検査については、第五十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 4 前三項の規定による立入検査については、第五十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

6 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

7 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

8 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

9 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

10 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

11 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

12 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

13 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

14 第二十九条の規定による届出を

- するときは、違法なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

せず、又は虚偽の届出をした者
四 第五十条において準用する協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第五十一条第一項若しくは第六十六条第一項、第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十一条第七条の規定による下請台帳を作成せず、下請台帳に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は下請台帳を保存しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用者その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十二条 組合が第四十九条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対する各本条の刑を科する。

第七十四条 第四条第一項の規定による提出をしないで下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした者は、三万円以下の過料に処する。

第七十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の役員又は、清算人は一万円以下の過料に処する。

一 第四十八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
二 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。
三 第二十条第二項の規定に違反したとき。
四 第三十七条の規定に違反したと第七十六条 組合については、協同組合法第百五条第四号から第十一号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反についても、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(下請代金支払遅延等防止法の廃止)三十一年法律第二百二十号。以下「旧防止法」という。」は、廃止する。(経過規定)

2 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

3 この法律の施行の際現に親事業者である者は、この法律の施行の日から二月以内に、第四条第一項の規定にかかわらず、同項の一般的条件を定めないで下請事業者に対し製造委託又は修理委託をすることがで付託された。

5 旧防止法第二条第三項に規定する親事業者がこの法律の施行前にした同法第二条第一項又は第二項に規定する製造委託又は修理委託については、旧防止法はこの法律の施行後も、なおその効力を有する。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 (国家行政組織法の一部改正)別表第一「総理府の項中「公正取引委員会」を「公正取引委員会」に改め、中央下請関係調整委員会(総理府設置法の一部改正)に改める。

8 (総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号))の一部を次のように改正する。

9 (中央下請関係調整委員会)下請開業法(昭和三十六年法律第二号)(関係法律の整理等)この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関しては、別に法律で定める。

一、輸出入取引法の一部を改正する法律(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(同)

一、産炭地域振興臨時措置法案(同)

十月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、低開発地域工業開発促進法案(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(同)

一、産炭地域振興臨時措置法案(同)

昭和三十六年十一月六日印刷

昭和三十六年十一月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局